6 農 林 第 372 号 令和7年 3 月 3 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

塙 町 長

市町村名	塙 町						
(市町村コード)		(074837)					
		常 豊 地 区					
地域名 (地域内農業集落名)	(西河内第1、西河内第2、東河内第1、東河内第2、東河内第3、 水元、赤坂、八幡、中野第1、中野第2、竹之内、堀越)						
協議の結果を取り	まとめた年日ロ	令和 6 年 11 月 19 日					
励識の和未で取り	まとめたキガロ	(第 1 回)					

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

主に水稲を主とした農業経営が行われている。大規模経営農家が各集落にいる状況である。農業生産法人や機械利用組合による水田の作業委託が行われているまた農業生産法人等による転作作物(イチゴ)栽培も行われている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主に水稲作付により耕作維持されている、パイプハウスによるイチゴ・きゅうり等の栽培を推進し新規就農者への集積も含め農地の維持に努めたい。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区	466 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	466.0 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

| | 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向	ナた	農用地の効率的かつ総	合的	合的な利用を図るために必要な事項								
	(1)農用地の集積、集約·	上の	 方針										
	小規模農家から大規模経営稲作農家・農業生産法人、新規就農者等へ集約を図る。												
	(2)農地中間管理機構の活用方針												
	(2) 震地中间官理機構の活用方針 小規模農家から大規模経営稲作農家・農業生産法人、新規就農者等へ集約のため、農地中間管理機構を活												
	が、成長後あがり、人が、長地子同目生版権と加 用する。												
	· /	3)基盤整備事業への取組方針											
この地区は、全域が基盤整備事業を昭和年代に完了している。今後、要望があるときは大規模圃場の 検討したい。									圃場の整備を				
	(4)多様な経営体の確保	• 育/	 或の取組方針										
現在の入作経営体や新規就農者等の規模拡大農家へ作付耕作地の誘導を行う。 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 現在も作業委託などによるJA等のライスセンター等の利用を継続し農地の耕作を維持する。													
	以下任意記載事項(地域	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)											
	☑ ①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	7	③スマート農業		④畑地化·輸出等		⑤果樹等				
	□ ⑥燃料・資源作物等	V	⑦保全・管理等		8農業用施設	V	9耕畜連携等		⑩その他				
	【選択した上記の取組方針]	•				•		•				
	①獣害等の被害を抑える の利用を図り広範囲の害 も継続してゆく。⑦地域の への提供、堆肥の農地還	虫防 多面	i除に努めることとする。 i的機能保全ののための	耕語	畜連携による家畜	畜の)堆肥の提供を受	乏け	耕地への施用				